

第 21 号議案

大田区奨学金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区奨学金貸付条例の一部を改正する条例

大田区奨学金貸付条例(昭和 49 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「経過した後」の次に「、第 11 条の規定により返還を猶予された期間を除き」を加える。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の返還猶予の申請に対し当該返還猶予の決定をした者について適用し、同日前の返還猶予の申請に対し当該返還猶予の決定をした者については、なお従前の例による。

(提案理由)

返還を猶予された期間を返還期間に含まないこととするため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 22 号議案

大田区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

大田区応急小口資金貸付条例（昭和 49 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「一定の職業を有し、かつ、」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

連帯保証人の要件を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 23 号議案

大田区老人いこいの家条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区老人いこいの家条例の一部を改正する条例
大田区老人いこいの家条例（昭和 44 年条例第 39 号）の一部を次のように改正
する。

別表第 1 西糀谷老人いこいの家の項を削る。

別表第 2 西糀谷老人いこいの家の項を削る。

別表第 3 西糀谷老人いこいの家の項を削る。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

西糀谷老人いこいの家を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この
案を提出する。

第 24 号議案

大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定
める条例（平成 25 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 運営に関する基準（第 50 条—第 59 条）」を

「 第 4 節 運営に関する基準（第 50 条—第 59 条）」を

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針（第 59 条の 2）

第 2 節 人員に関する基準（第 59 条の 3・第 59 条の 4）

第 3 節 設備に関する基準（第 59 条の 5）

第 4 節 運営に関する基準（第 59 条の 6—第 59 条の 20）

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営
に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 59 条の 21・第 59 条の 22）

第 2 款 人員に関する基準（第 59 条の 23・第 59 条の 24）

第 3 款 設備に関する基準（第 59 条の 25・第 59 条の 26）

第 4 款 運営に関する基準（第 59 条の 27—第 59 条の 38）

改める。

第 14 条中「及び第 67 条」を「、第 59 条の 6、第 59 条の 28 及び第 59 条の 29」

に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして区が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所

介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、区の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所

ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用

し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に区長に届け出るものとする。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、区の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものと

する。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を

作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員

- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサー

ビスの内容等の記録

- (3) 次条において準用する第 28 条に規定する区への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第 59 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第59条の20 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 41 条及び第 53 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 59 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第 1 節から第 4 節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第 59 条の 31 に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、

この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らそ

の職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に区長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否

について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつ

つ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）につ

いて利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画に基づき、療養通所介護従業者に、必要な指導及び管理を行わな

ければならない。

- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

（1）療養通所介護計画

（2）前条第2項に規定する検討の結果についての記録

（3）次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（4）次条において準用する第28条に規定する区への通知に係る記録

（5）次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（6）次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事

故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改め

る。

第128条中「第72条、第77条」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「「第6章第4節」と」の次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第 177 条中「第 72 条、第 76 条、第 105 条第 1 項から第 4 項まで」を「第 59 条の 11、第 59 条の 15 及び第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」に、「第 72 条第 2 項」を「第 59 条の 11 第 2 項」に、「第 105 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」」に改める。

第 189 条中「第 72 条、第 76 条、第 105 条第 1 項から第 4 項まで」を「第 59 条の 11、第 59 条の 15、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」に、「第 72 条第 2 項」を「第 59 条の 11 第 2 項」に、「第 105 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」」に改める。

第 201 条第 2 項第 10 号中「第 105 条第 2 項」を「第 59 条の 17 第 2 項」に改める。

第 202 条中「第 72 条、第 74 条、第 77 条」を「第 59 条の 11、第 59 条の 13、第 59 条の 16、第 59 条の 17」に、「及び第 100 条から第 106 条」を「第 100 条から第 104 条まで及び第 106 条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第 74 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模

多機能型居宅介護従業者」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 59 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、「」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

(提案理由)

介護保険法等の改正に伴い、指定地域密着型通所介護の事業の人員、設備、運営等の基準を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 25 号議案

大田区住宅修築資金融資基金条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区住宅修築資金融資基金条例の一部を改正する条例
大田区住宅修築資金融資基金条例（昭和 51 年条例第 41 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条中「1,740 万円」を「720 万円」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

（提案理由）

大田区住宅修築資金融資基金を減額するため、条例を改正する必要があるので、
この案を提出する。

第 26 号議案

大田区立大森東水辺スポーツ広場の設置及び管理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立大森東水辺スポーツ広場の設置及び管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、大田区立大森東水辺スポーツ広場(以下「広場」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 スポーツ及びいこいの場を確保し、区民の健康な心身の保持増進に寄与するため、大田区大森東一丁目 37 番 1 号に広場を設置する。

2 区長は、広場の区域及び供用開始の期日を告示する。区域を変更するときも、同様とする。

(行為の禁止)

第 3 条 広場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 広場を損傷し、又は汚損すること。

(2) 大田区立公園条例(昭和 52 年条例第 19 号)第 4 条第 2 号から第 11 号までに掲げる行為をすること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、広場の風致を害し、用途外に広場を使用し、又は広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(行為の制限)

第 4 条 広場内において、次に掲げる行為をしようとするときは、区長の許可を受けなければならない。

(1) 物品を販売し、又は頒布すること。

(2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために、広場の全部又は一部を独占して利用すること。

(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(4) ロケーションをすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的及び内容並びに行為を行う場所及び期間その他区長の指示する事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を区長に提出してその許可を受けなければならない。

4 区長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の広場の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 区長は、第1項又は第3項の許可に広場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第5条 第7条第1項又は第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(使用の制限)

第6条 区長は、広場の管理のため必要があると認めるときは、広場の使用を禁止し、又は制限することができる。

(広場の占用)

第7条 広場に工作物その他の物件又は施設（以下「物件等」という。）を設けて広場を占用しようとする者は、規則の定めるところにより区長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、

当該事項を記載した申請書を区長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による広場の占用期間は、規則で定める期間を超えることができない。これを更新するときも、同様とする。

4 区長は、第1項又は第2項の許可の申請に係る広場の占用が次に掲げる基準に適合すると認められる場合に限り、許可を与えることができる。

(1) 当該申請に係る物件等が規則で定めるものであること。

(2) 当該申請に係る占用が公衆の広場の利用に著しい支障を及ぼさないものであること。

(3) 当該申請に係る占用が必要やむを得ないものであること。

5 第4条第5項の規定は、第1項及び第2項の場合に準用する。

(占用料)

第8条 区長は、広場を占用する者から次の各号に掲げる占用の区分に応じ当該各号に定める額の占用料を徴収する。

(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項各号に掲げる施設による占用 大田区立公園条例第12条第1項及びこれに基づく規則で定める使用料の額に相当する額

(2) 前号に掲げる占用以外の占用 大田区立公園条例第12条第2項及びこれに基づく規則で定める占用料の額に相当する額

2 前項の占用料は、区が占用する場合は徴収しない。

(占用料の徴収)

第9条 前条第1項の占用料は、占用の期間に係る分を、その占用の開始前に全額徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合又は現に占用を継続するもので占用の期間更新の場合においては、翌年度以降又は当

該期間更新以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日まで又は期間更新の日から1月以内に徴収するものとする。

(有料施設)

第10条 広場には、有料施設としてビーチバレー場を設ける。

(有料施設の使用)

第11条 有料施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

(有料施設の使用料)

第12条 前条の承認を受けた者は、別表に掲げる範囲内で、規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

2 前項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

(休場日等)

第13条 広場の休場日及び開場時間並びに有料施設の休場日及び使用時間は、規則で定める。

(権利の譲渡禁止等)

第14条 広場の占用許可又は有料施設の使用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできない。

(占用料等の不還付)

第15条 既に納めた第8条第1項の占用料及び第12条第1項の有料施設の使用料(次条において「占用料等」という。)は、還付しない。ただし、区長において特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(占用料等の減免)

第16条 区長は、相当の理由があると認めるときは、占用料等の一部又は全部を免除することができる。

(監督処分)

第17条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可及び承認に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可及び承認を受けた者

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この条例の規定による許可及び承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 広場の保全又は公衆の広場の利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(届出)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならない。

- (1) この条例の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が当該許可に係る使用及び占有を廃止したとき。
- (3) この条例の規定により広場の原状回復その他必要な措置を命ぜられた者が当該行為を完了したとき。

(損害賠償)

第19条 広場内の施設を毀損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 12 条関係)

種別	単位	使用日	使用料	
			チーム所在地	
			区内	区外
ビーチバレー場 メインコート	1 面 1 時間以内	平日	1,400 円	2,100 円
		土・日曜日 休日	2,100 円	3,100 円
		平日	700 円	1,000 円
ビーチバレー場 サブコート	1 面 1 時間以内	土・日曜日 休日	1,000 円	1,500 円
		平日	700 円	1,000 円
		土・日曜日 休日	1,000 円	1,500 円

付記

(1) 入場料又はこれに類する金銭等を徴収する場合の使用料は、区外の使用料の 2 倍に相当する額 (計算方法については、区長が別に定める。) を徴収する。

(2) 本表において休日とは、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日をいう。

(提案理由)

大田区立大森東水辺スポーツ広場を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 27 号議案

大田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立公園条例の一部を改正する条例

大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 ア運動施設の部サッカー場の項の次に次のように加える。

フットサル場	1 面昼間 1 時間以内	平日	2,000 円	4,000 円
		土曜日	4,000 円	8,000 円
		日曜日		
		休日		

別表第 3 ア運動施設の部弓道場アーチェリー場の項の次に次のように加える。

相撲場	午前	平日	2,600 円	3,900 円
	午後		3,100 円	4,600 円
	夜間		3,100 円	4,600 円
	午前	土曜日	3,900 円	5,800 円
	午後		4,600 円	6,900 円
	夜間		4,600 円	6,900 円

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

フットサル場及び相撲場を設置するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 28 号議案

大田区立児童遊園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立児童遊園条例の一部を改正する条例

大田区立児童遊園条例(昭和 52 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表西蒲田五丁目児童遊園の項を削る。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

西蒲田五丁目児童遊園を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 29 号議案

大田区船着場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区船着場条例の一部を改正する条例

大田区船着場条例（平成 23 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

大森ふるさとの浜辺公園船着場	大田区ふるさとの浜辺公園 1 番 2 号
----------------	----------------------

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大森ふるさとの浜辺公園船着場を設置するため、条例を改正する必要があるの
で、この案を提出する。

第 30 号議案

大田区係留施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区係留施設条例の一部を改正する条例

大田区係留施設条例（平成 28 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
大田区南前堀係留施設	大田区東糶谷六丁目 10 番先
大田区貴船堀係留施設	大田区大森東五丁目 13 番先
大田区旧呑川係留施設	大田区大森南四丁目 2 番先

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の表の改正規定（大田区南前堀係留施設の項に係る部分に限る。）

公布の日

(2) 第 2 条の表の改正規定（大田区旧呑川係留施設の項に係る部分に限る。）

規則で定める日

(提案理由)

大田区貴船堀係留施設及び大田区旧呑川係留施設を設置するほか、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 31 号議案

大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 48 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるの
で、この案を提出する。

第 32 号議案

大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成 19 年条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるの
で、この案を提出する。

第 33 号議案

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

大田区立保育園条例（昭和 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表同新井宿保育園の項及び同弁天橋保育園の項を削る。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新井宿保育園及び弁天橋保育園を廃止するため、条例を改正する必要があるの
で、この案を提出する。

第 34 号議案

大田区役所本庁舎耐震性向上改修工事請負契約について
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区役所本庁舎耐震性向上改修工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区役所本庁舎耐震性向上改修工事
鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地下 4 階地上 11 階建搭屋 1 階
延床面積 41,451.09 平方メートル
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 24 億 3,388 万 8,000 円
- 4 契約の相手方 港区元赤坂一丁目 3 番 8 号
鹿島建設株式会社 東京建築支店
専務執行役員支店長 天 野 裕 正
- 5 工 期 契約有効の日から平成 30 年 9 月 28 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。